

保安規定変更承認申請に対するコメント回答と補正案について

11月4日のヒアリングにおけるコメントを受けて、以下のような補正案を検討した。
(補正予定箇所を赤字、二重下線で示す。)

1) 第一号に関して、経営責任者の積極的な関与が分かるように記載を検討すること。

補正前	補正案
<p>(学長の職務)</p> <p>第4条 京都大学学長(以下、学長という。)は、試験研究用等原子炉設置者である京都大学の経営責任者として、研究所における原子炉施設に関する保安活動及び品質マネジメントシステムを総理する。</p> <p>(所長の職務)</p> <p>第5条 研究所長(以下、所長という。)は、<u>学長の命を受け</u>、研究所における原子炉施設に関する保安活動及び品質マネジメントシステムを統括する。</p> <p>2 所長は、前項の職務の実施に関し、重要な基本方針を定めるときは、次条に規定する原子炉安全委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 所長は、旅行、疾病その他の事故により職務を行うことができない場合には、前2項の職務に関し、第7条第3項に定める安全管理本部長に職務を代行させることができる。</p> <p>第10章 品質マネジメントシステム (原子力の安全のためのリーダーシップ)</p> <p>第159条 学長は、原子力の安全のため、品質マネジメントシステムを総理することにおいてリーダーシップを発揮し、<u>責任を持って</u>所長に同システムの統括をさせなければならない。</p> <p>2 所長は原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、統括者としての<u>責任を持って</u>品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証しなければならない。</p> <p>一 品質方針を定めること。</p> <p>二 品質目標が定められているようにすること。</p> <p>三 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。</p> <p>四 第159条の4に規定するマネジメントレビューを実施すること。</p> <p>五 資源を利用できる体制を確保すること。</p> <p>六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を品質マネジメントシステムに係る組織に属して保安活動を実施する者(以下、要員という。)に周知すること。</p> <p>七 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。</p> <p>八 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</p>	<p>(学長の職務)</p> <p>第4条 京都大学学長(以下、学長という。)は、試験研究用等原子炉設置者である京都大学の経営責任者として、研究所における原子炉施設に関する保安活動及び品質マネジメントシステムの運用に責任を持ち、総理するとともに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(所長の職務)</p> <p>第5条 研究所長(以下、所長という。)は、研究所における原子炉施設に関する保安活動及び品質マネジメントシステムの運用を統括する。</p> <p>2 所長は、前項の職務の実施に関し、重要な基本方針を定めるときは、次条に規定する原子炉安全委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 所長は、旅行、疾病その他の事故により職務を行うことができない場合には、前2項の職務に関し、第7条第3項に定める安全管理本部長に職務を代行させることができる。</p> <p>第10章 品質マネジメントシステム (原子力の安全のためのリーダーシップ)</p> <p>第159条 学長は、原子力の安全のため、品質マネジメントシステムの運用においてリーダーシップを発揮し、所長に同システムの統括をさせる。</p> <p>2 所長は原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、統括者として品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証しなければならない。</p> <p>一 品質方針を定めること。</p> <p>二 品質目標が定められているようにすること。</p> <p>三 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。</p> <p>四 第159条の4に規定するマネジメントレビューを実施すること。</p> <p>五 資源を利用できる体制を確保すること。</p> <p>六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を品質マネジメントシステムに係る組織に属して保安活動を実施する者(以下、要員という。)に周知すること。</p> <p>七 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。</p> <p>八 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</p>

<p>(マネジメントレビュー)</p> <p>第159条の4 所長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、年1回以上、<u>マネジメントレビューを実施しなければならない。</u></p> <p>2 <u>所長は、前項のマネジメントレビューの結果を受けて、次に掲げる事項について決定しなければならない。</u></p> <p>一 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</p> <p>二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>三 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>四 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</p> <p>五 関係法令の順守に関する改善</p> <p>3 <u>所長は、前項の決定をした事項について、必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>学長は、マネジメントレビューの結果について所長に報告させ、京都大学として、第三項の事項について必要な措置を講じる。</u></p>	<p>(マネジメントレビュー)</p> <p>第159条の4 学長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、年1回以上、<u>所長にマネジメントレビューの実務を実施させるとともに、その結果を報告させなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項のマネジメントレビューにおいて、次に掲げる事項について検討しなければならない。</u></p> <p>一 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</p> <p>二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>三 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>四 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</p> <p>五 関係法令の順守に関する改善</p> <p>3 <u>学長は、前項の各号について決定するとともに、必要な措置を講じなければならない。</u></p>
---	---

2) 第六号の6に関して、火災への対応と地震への対応で記載が異なっている。地震への対応では、原子炉施設の状況を点検することになっているが、火災への対応でも点検は必要ではないのか。実態に合わせて火災対応の記載の変更を検討してほしい。

補正前	補正案
<p>(火災の場合の処置)</p> <p>第147条 中央管理室長は、原子炉施設内に火災が発生したとき、又は原子炉施設に延焼するおそれのある場合には、消火又は延焼防止の処置を所員に指示し、直ちに消防署に通報するとともに、所長に報告しなければならない。なお、研究炉又は臨界装置の運転中であっては、当該当直運転主任にも報告しなければならない。</p> <p>2 前項の報告を受けた所長は、直ちに、所定の機関に通報しなければならない。</p> <p>3 第1項の報告を受けた当直運転主任は、直ちに研究炉及び臨界装置を停止するとともに、その旨を中央管理室長及び当該主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>4 中央管理室長は、第1項の消火又は延焼防止の処置を指示するに当たっては、汚染の拡大等二次災害を防止する観点から的確に行わなければならない。なお、緊急を要する場合は、各部長又は当該主任技術者等も、この指示をすることができる。</p> <p>5 中央管理室長は外部火災による影響を低減するため、予め延焼防止エリアを定め、管理を行い、予防散水のための手順を定めなければならない。</p>	<p>(火災の場合の処置)</p> <p>第147条 中央管理室長は、原子炉施設内に火災が発生したとき、又は原子炉施設に延焼するおそれのある場合には、消火又は延焼防止の処置を所員に指示し、直ちに消防署に通報するとともに、所長に報告しなければならない。なお、研究炉又は臨界装置の運転中であっては、当該当直運転主任にも報告しなければならない。</p> <p>2 前項の報告を受けた所長は、直ちに、所定の機関に通報しなければならない。</p> <p>3 第1項の報告を受けた当直運転主任は、直ちに研究炉及び臨界装置を停止するとともに、その旨を中央管理室長及び当該主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>4 中央管理室長は、第1項の消火又は延焼防止の処置を指示するに当たっては、汚染の拡大等二次災害を防止する観点から的確に行わなければならない。なお、緊急を要する場合は、各部長又は当該主任技術者等も、この指示をすることができる。</p> <p>5 中央管理室長は外部火災による影響を低減するため、予め延焼防止エリアを定め、管理を行い、予防散水のための手順を定めなければならない。</p> <p>6 <u>中央管理室長は、火災鎮火後、施設の損傷の有無を確認しなければならない。</u></p>

3) 第九号の2に関して、ALARA の精神について、放射線業務従事者が受ける線量管理に対して明確に書かれていないので、記載の変更を検討してほしい。

補正前	補正案
<p>(被ばく管理の基本方針)</p> <p>第115条 放射線管理部長は、管理区域に立ち入る者の放射線による被ばくをできる限り少なくするように努めなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、管理区域に立ち入る者の線量を、通常時において、放射線業務従事者については 1 mSv/週以下、及び一時立入者については 0.1 mSv/週以下にできるように被ばく管理上の措置を講じなければならない。</p> <p>3 前項の被ばく量を超えた場合、放射線管理部長は、中央管理室長、当該主任技術者及び放射線取扱主任者と協議のうえ、放射線業務従事者にあつては年間の実効線量が 50 mSv を超えないように、一時立入者にあつては 1 mSv を超えないように、立入りに関する時間の制限又は禁止の措置を講じなければならない。</p> <p>4 放射線管理部長は、被ばく線量が一週間につき 1 mSv を超えるおそれのある作業のとき、放射線障害の防止のための指示をしなければならない。</p> <p>5 放射線管理部長は、所員等以外の放射線業務従事者が管理区域内で作業を行う場合、放射線防護に必要な資料の提供等の措置を講じなければならない。</p>	<p>(被ばく管理の基本方針)</p> <p>第115条 放射線管理部長は、<u>ALARA の精神に則り</u>、管理区域に立ち入る者の放射線による被ばくをできる限り少なくするように努めなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、管理区域に立ち入る者の線量を、通常時において、放射線業務従事者については 1 mSv/週以下、及び一時立入者については 0.1 mSv/週以下にできるように被ばく管理上の措置を講じなければならない。</p> <p>3 前項の被ばく量を超えた場合、放射線管理部長は、中央管理室長、当該主任技術者及び放射線取扱主任者と協議のうえ、放射線業務従事者にあつては年間の実効線量が 50 mSv を超えないように、一時立入者にあつては 1 mSv を超えないように、立入りに関する時間の制限又は禁止の措置を講じなければならない。</p> <p>4 放射線管理部長は、被ばく線量が一週間につき 1 mSv を超えるおそれのある作業のとき、放射線障害の防止のための指示をしなければならない。</p> <p>5 放射線管理部長は、所員等以外の放射線業務従事者が管理区域内で作業を行う場合、放射線防護に必要な資料の提供等の措置を講じなければならない。</p>

4) 第十二号の1に関して、核燃料物質の運搬について、あらかじめ計画することを追記してほしい。

補正前	補正案
<p>(燃料要素の研究所内における運搬)</p> <p>第25条 研究炉用燃料要素の研究所内での運搬(研究所外への運搬に係るものも含む。)及びこれに関連した運搬容器への収納などの作業については、当直運転主任及び当直運転員が、管理班の班員(以下「管理班員」という。)及び放射線管理部員の立会いの下に行わなければならない。</p> <p>2 研究炉部長は、前項の作業について、炉規則第12条による措置を講じなければならない。</p> <p>3 放射線管理部長は、燃料要素が運搬容器に収納された後、運搬容器に係る放射性物質の表面密度並びに運搬容器及び車両に係る線量当量率が炉規則第12条第1項第4号に定める値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>4 立会いの管理班員は、運搬中に放射性物質の漏えい等の異常が生じた場合には、直ちに付近の交通を遮断する等の応急措置を講じるとともに、中央管理室長、核燃料管理室長、研究炉部長及び研究炉主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>5 前項の報告を受けた中央管理室長は、核燃料管理室長及び研究炉主任技術者と協議の上、異常の状況を確認し、異常の拡大防止及び汚染の拡大防止のために必要な指示をするとともに、これを所長に報告しなければならない。</p> <p>(燃料要素の研究所内における運搬)</p> <p>第64条 臨界装置用燃料要素の研究所内での運搬(研究所外への運搬に係るものも含む。)及びこれに関連した運搬容器への収納など</p>	<p>(燃料要素の研究所内における運搬)</p> <p>第25条 研究炉用燃料要素の研究所内での運搬(研究所外への運搬に係るものも含む。)及びこれに関連した運搬容器への収納などの作業については、<u>第26条に規定する計画書を作成し</u>、当直運転主任及び当直運転員が、管理班の班員(以下「管理班員」という。)及び放射線管理部員の立会いの下に行わなければならない。</p> <p>2 研究炉部長は、前項の作業について、炉規則第12条による措置を講じなければならない。</p> <p>3 放射線管理部長は、燃料要素が運搬容器に収納された後、運搬容器に係る放射性物質の表面密度並びに運搬容器及び車両に係る線量当量率が炉規則第12条第1項第4号に定める値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>4 立会いの管理班員は、運搬中に放射性物質の漏えい等の異常が生じた場合には、直ちに付近の交通を遮断する等の応急措置を講じるとともに、中央管理室長、核燃料管理室長、研究炉部長及び研究炉主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>5 前項の報告を受けた中央管理室長は、核燃料管理室長及び研究炉主任技術者と協議の上、異常の状況を確認し、異常の拡大防止及び汚染の拡大防止のために必要な指示をするとともに、これを所長に報告しなければならない。</p> <p>(燃料要素の研究所内における運搬)</p> <p>第64条 臨界装置用燃料要素の研究所内での運搬(研究所外への運搬に係るものも含む。)及びこれに関連した運搬容器への収納など</p>

<p>の作業については、当直運転主任及び当直運転員は、臨界装置部員及び放射線管理部員の立会いの下に行わなければならない。</p> <p>2 臨界装置部長は、前項の作業について、炉規則第12条による措置を講じなければならない。</p> <p>3 放射線管理部長は、燃料要素が運搬容器に収納された後、運搬容器に係る放射性物質の表面密度並びに運搬容器及び車両に係る線量率が炉規則第12条第1項第4号に定める値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>4 立会いの臨界装置部員は、運搬中に放射性物質の漏えい等の異常が生じた場合には、直ちに付近の交通を遮断する等の応急措置を講じるとともに、中央管理室長、核燃料管理室長、臨界装置部長及び臨界装置主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>5 前項の報告を受けた中央管理室長は、核燃料管理室長及び臨界装置主任技術者と協議の上、異常の状況を確認し、異常の拡大防止及び汚染の拡大防止のために必要な指示をするとともに、これを所長に報告しなければならない。</p>	<p>の作業については、第66条に規定する計画書を作成し、当直運転主任及び当直運転員は、臨界装置部員及び放射線管理部員の立会いの下に行わなければならない。</p> <p>2 臨界装置部長は、前項の作業について、炉規則第12条による措置を講じなければならない。</p> <p>3 放射線管理部長は、燃料要素が運搬容器に収納された後、運搬容器に係る放射性物質の表面密度並びに運搬容器及び車両に係る線量率が炉規則第12条第1項第4号に定める値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>4 立会いの臨界装置部員は、運搬中に放射性物質の漏えい等の異常が生じた場合には、直ちに付近の交通を遮断する等の応急措置を講じるとともに、中央管理室長、核燃料管理室長、臨界装置部長及び臨界装置主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>5 前項の報告を受けた中央管理室長は、核燃料管理室長及び臨界装置主任技術者と協議の上、異常の状況を確認し、異常の拡大防止及び汚染の拡大防止のために必要な指示をするとともに、これを所長に報告しなければならない。</p>
--	--

(参考)

(燃料要素等の炉心配置変更計画)

- 第26条 研究炉部長は、研究炉用燃料要素等を、炉心に挿入、炉心からの取出し、又は炉心内で位置の変更の操作(以下「炉心配置変更操作」という。)をしようとするときは、あらかじめ、KUR 炉心配置変更計画書を作成し、研究炉主任技術者の承認を受けなければならない。
- 2 研究炉主任技術者は、前項の承認を与えるに当たり、過剰反応度、燃料要素等の装荷手順、臨界点確認の時期が適切であること、及び別表第3の各貯蔵場所における燃料要素の貯蔵本数が貯蔵可能本数以下(ウラン235の総量が 未満の条件を含む。)であること、その他操作手順上の安全を確認する。
- 3 KUR 炉心配置変更計画書の変更の手続きについては、前2項の規定を準用する。

(燃料集合体等の炉心配置変更計画)

- 第66条 臨界装置部長は、燃料集合体を炉心に挿入若しくは取出し、又は炉心内でその位置を変更しようとするときは、あらかじめ KUCA 炉心配置変更計画書を作成し、炉心特性を算定したうえで、臨界装置主任技術者の承認を受けなければならない。
- 2 臨界装置主任技術者は、前項の承認を与えるに当たり、過剰反応度、燃料要素等の装荷手順及び臨界点確認の時期が適切であること、その他操作手順上の安全を確認する。
- 3 臨界装置の運転中に、炉心について KUCA 運転計画指令書に記載された実験の範囲内での変更を必要とする場合には、当直運転主任は、臨界装置主任技術者又はその指定した者の承認を得て、これを行うことができる。

5) 第十二号の1に関して、燃料要素の運搬、貯蔵について、臨界に達しない措置について追記を検討してほしい。

補正前	補正案
<p>(燃料要素の貯蔵)</p> <p>第23条 研究炉部長は、研究炉用燃料要素を別表第3に掲げる貯蔵場所において、容器又はラックに格納して貯蔵しなければならない。</p> <p>2 研究炉部長は、燃料要素を貯蔵している間は、次の各号に掲げる処置をとらなければならない。</p> <p>(1) 使用済燃料プール室プール内又は使用済燃料室プール内に貯蔵するときは、常にその水位を基準点から、それぞれ、下方 55 cm 以内、下方 20 cm 以内にあるように保つこと。</p> <p>(2) プール水の導電率を 10 μ S/cm 以下に保つこと。</p> <p>(3) 貯蔵場所の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(4) 燃料要素の貯蔵に従事する者以外の者が貯蔵場所に立ち入る場合は、その貯蔵に従事する者の指示に従わせること。</p> <p>(5) 核燃料物質の種類及び数量が許可された範囲を超えないようにすること。</p> <p>(燃料要素及び燃料集合体の保管)</p> <p>第62条 臨界装置部長は、臨界装置用燃料要素及び燃料集合体の保管に関し、臨界装置燃料室燃料貯蔵棚又は炉心において行わなければならない。ただし、臨界装置主任技術者が確認の上、燃料室机上を仮置き場所とすることができる。</p> <p>2 臨界装置燃料室燃料貯蔵棚の専用保管庫並びに燃料室机上において仮置きする場合、固体減速架台用燃料要素は■枚、軽水減速架台用燃料要素は■枚以下とする。ただし、軽水減速架台用燃料要素のうち彎曲型燃料板については■枚以下とする。この場合、それぞれの燃料要素を混載してはならない。</p> <p>3 臨界装置部長は、臨界装置用燃料要素及び燃料集合体を貯蔵している間は、次の各号に掲げる処置をとらなければならない。</p> <p>(1) 貯蔵場所の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(2) 燃料要素の貯蔵に従事する者以外の者が貯蔵場所に立ち入る場合は、その貯蔵に従事する者の指示に従わせること。</p> <p>(3) 非選択架台炉心においては、燃料要素又は燃料集合体を移動しないこと。ただし、軽水減速架台に限り、ダンプ弁“開”の条件の下で、臨界装置主任技術者又はその指定した者の立会のもとに燃料要素又は燃料集合体を移動することができる。</p>	<p>(燃料要素の貯蔵)</p> <p>第23条 研究炉部長は、研究炉用燃料要素を別表第3に掲げる貯蔵場所において、容器又はラックに格納して貯蔵しなければならない。</p> <p>2 研究炉部長は、燃料要素を貯蔵している間は、次の各号に掲げる処置をとらなければならない。</p> <p>(1) 使用済燃料プール室プール内又は使用済燃料室プール内に貯蔵するときは、常にその水位を基準点から、それぞれ、下方 55 cm 以内、下方 20 cm 以内にあるように保つこと。</p> <p>(2) プール水の導電率を 10 μ S/cm 以下に保つこと。</p> <p>(3) 貯蔵場所の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(4) 燃料要素の貯蔵に従事する者以外の者が貯蔵場所に立ち入る場合は、その貯蔵に従事する者の指示に従わせること。</p> <p>(5) 核燃料物質の種類及び数量が許可された範囲を超えないようにすること。</p> <p><u>(6) いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにすること。</u></p> <p>(燃料要素及び燃料集合体の保管)</p> <p>第62条 臨界装置部長は、臨界装置用燃料要素及び燃料集合体の保管に関し、臨界装置燃料室燃料貯蔵棚又は炉心において行わなければならない。ただし、臨界装置主任技術者が確認の上、燃料室机上を仮置き場所とすることができる。</p> <p>2 臨界装置燃料室燃料貯蔵棚の専用保管庫並びに燃料室机上において仮置きする場合、固体減速架台用燃料要素は■枚、軽水減速架台用燃料要素は■枚以下とする。ただし、軽水減速架台用燃料要素のうち彎曲型燃料板については■枚以下とする。この場合、それぞれの燃料要素を混載してはならない。</p> <p>3 臨界装置部長は、臨界装置用燃料要素及び燃料集合体を貯蔵している間は、次の各号に掲げる処置をとらなければならない。</p> <p>(1) 貯蔵場所の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(2) 燃料要素の貯蔵に従事する者以外の者が貯蔵場所に立ち入る場合は、その貯蔵に従事する者の指示に従わせること。</p> <p>(3) 非選択架台炉心においては、燃料要素又は燃料集合体を移動しないこと。ただし、軽水減速架台に限り、ダンプ弁“開”の条件の下で、臨界装置主任技術者又はその指定した者の立会のもとに燃料要素又は燃料集合体を移動することができる。</p> <p><u>(4) いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにすること。</u></p>

6) 第十三号の6に関して、平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について明記してほしい。

補正前	補正案
<p>(研究所周辺の環境に関する測定)</p> <p>第119条 放射線管理部長は第101条における排水中、及び第102条における排気中の放射性物質の濃度の監視のほかに前条の線量の監視に必要な測定として、別表第17の2に定める項目について同表に定める頻度で測定しなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、周辺監視区域及びその周辺の環境における水、植物、土等の試料を年2回以上採取し、放射性物質の濃度を測定しなければならない。</p>	<p>(研究所周辺の環境に関する測定)</p> <p>第119条 放射線管理部長は第101条における排水中、及び第102条における排気中の放射性物質の濃度の監視のほかに前条の線量の監視に必要な測定として、別表第17の2に定める項目について同表に定める頻度で測定しなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、周辺監視区域及びその周辺の環境における水、植物、土等の試料中放射性物質濃度についてモニタリングを計画・実施し、評価を行わなければならない。</p>

7) 第十五号の1(4)に関して、保安規定第139条に記載されている資機材の位置付けが分かるように、追記を検討してほしい。

補正前	補正案
<p>(緊急時の措置)</p> <p>第139条 所長は、原子炉施設において重大な災害が発生するおそれのある場合又は発生した場合（設計基準事故を超える事故を含む。）(以下「緊急時」という。)には、緊急事態の宣言を発するとともに、緊急対策本部を設置し、その後の措置は原子力事業者防災業務計画によらなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、所長は、必要があるときは、第141条に規定する緊急作業団を招集することができる。</p> <p>3 所長は、緊急時に必要な資機材をあらかじめ整備し、管理しておかなければならない。</p> <p>4 所長は、緊急時に見学者も含む 研究所内の全員に対して避難指示等を行うための通報連絡システムをあらかじめ整備し、管理しておかなければならない。</p> <p>5 所長は、緊急事態を宣言した後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに緊急事態の宣言を解除するものとする。</p>	<p>(緊急時の措置)</p> <p>第139条 所長は、原子炉施設において重大な災害が発生するおそれのある場合又は発生した場合（設計基準事故を超える事故を含む。）(以下「緊急時」という。)には、緊急事態の宣言を発するとともに、緊急対策本部を設置し、その後の措置は原子力事業者防災業務計画によらなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、所長は、必要があるときは、第141条に規定する緊急作業団を招集することができる。</p> <p>3 所長は、緊急時に必要な資機材を原子力事業者防災業務計画に従いあらかじめ整備し、管理しておかなければならない。</p> <p>4 所長は、緊急時に見学者も含む 研究所内の全員に対して避難指示等を行うための通報連絡システムをあらかじめ整備し、管理しておかなければならない。</p> <p>5 所長は、緊急事態を宣言した後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに緊急事態の宣言を解除するものとする。</p>

以上